

# 海業振興支援事業（新規）

【令和7年度当初予算額 275（-）百万円】

## <対策のポイント>

海業の全国展開による、地域の所得向上と雇用機会の確保にむけて、**漁港施設等活用事業の活用を促進**するため、**モデル地区における実証**や、**民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステム**などの連携の仕組みや体制づくり、漁業者等が海業に一步を踏み出すための**調査、効果分析、取組の実証実施等を支援**します。

## <事業目標>

- 当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

## <事業の内容>

### 1. 海業立ち上げ推進事業

#### ① 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、**活用推進計画策定を目指すモデル地区**において、国の施策として率先して取り組むべきテーマに対して、**活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくり**を支援します。

#### ② 海業立ち上げ体制構築事業

海業関係者の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進するため、**漁港管理者、漁業協同組合、民間事業者等**を結び付けるための**マッチングシステム**などの仕組みや体制づくり等を実施します。

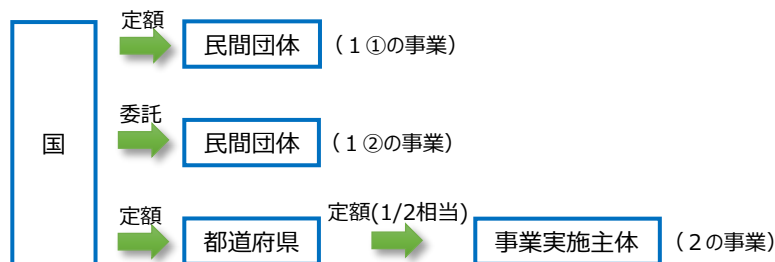
### 2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、**実施計画策定を目指す**ため、**漁業協同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援**します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



## <対策のポイント>

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、**漁港施設等活用事業の活用を促進**するため、**民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証**、地域において海業に一步を踏み出すための**調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化**します。

## <事業目標>

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

## <事業の内容>

### 1. 海業立ち上げ推進事業

#### ① 海業推進調査事業

海業関係者間の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、**民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり等を実施**します。

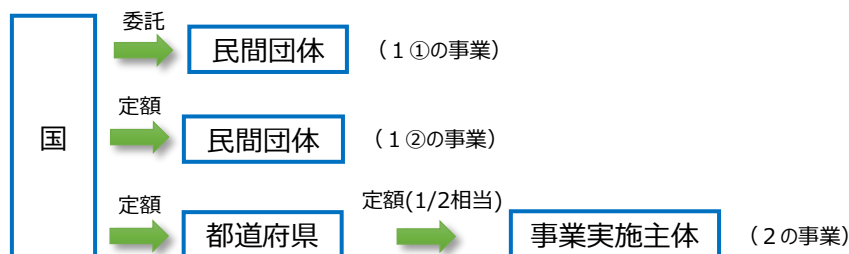
#### ② 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、**活用推進計画策定を目指すモデル地区において**、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（こども体験活動、魚について総合的に学ぶ「ぎょしょく」の拡大、インバウンド対応、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、**活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援**します。

### 2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、海業取組に係る活用推進計画策定を目指すために**必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援**します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 海業振興支援事業

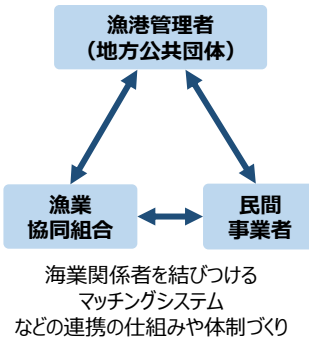
#### 海業の全国展開の加速化に向けて

活用推進計画・実施計画策定を推進するため

モデル形成により横展開を図り、活用推進計画策定を推進するため

地域において海業への一步を踏み出し、活用推進計画策定を推進するため

#### 1① 海業推進調査事業



#### 1② 海業立ち上げ支援事業

漁港施設用地を使った取組の実証（漁業体験）



釣った魚を自分たちで調理（魚食教育）

#### 2 海業取組促進事業

漁港管理者、漁業者・専門家等による調査、計画検討



水産物の消費増進に向けた朝市での実証

#### 各地区、各漁業協同組合等による海業事業化・取組の実施

※漁港施設等活用事業とは、令和6年4月施行「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくするための事業。  
 ※活用推進計画とは、漁港管理者が作成する漁港活用のマスタープラン。

# 中堅外食事業者資金融通円滑化対策

【令和2年度補正予算要求額 1,100百万円】

## <対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に置かれている外食事業者の経営安定に必要な運転資金の円滑な融通を支援します。

## <政策目標>

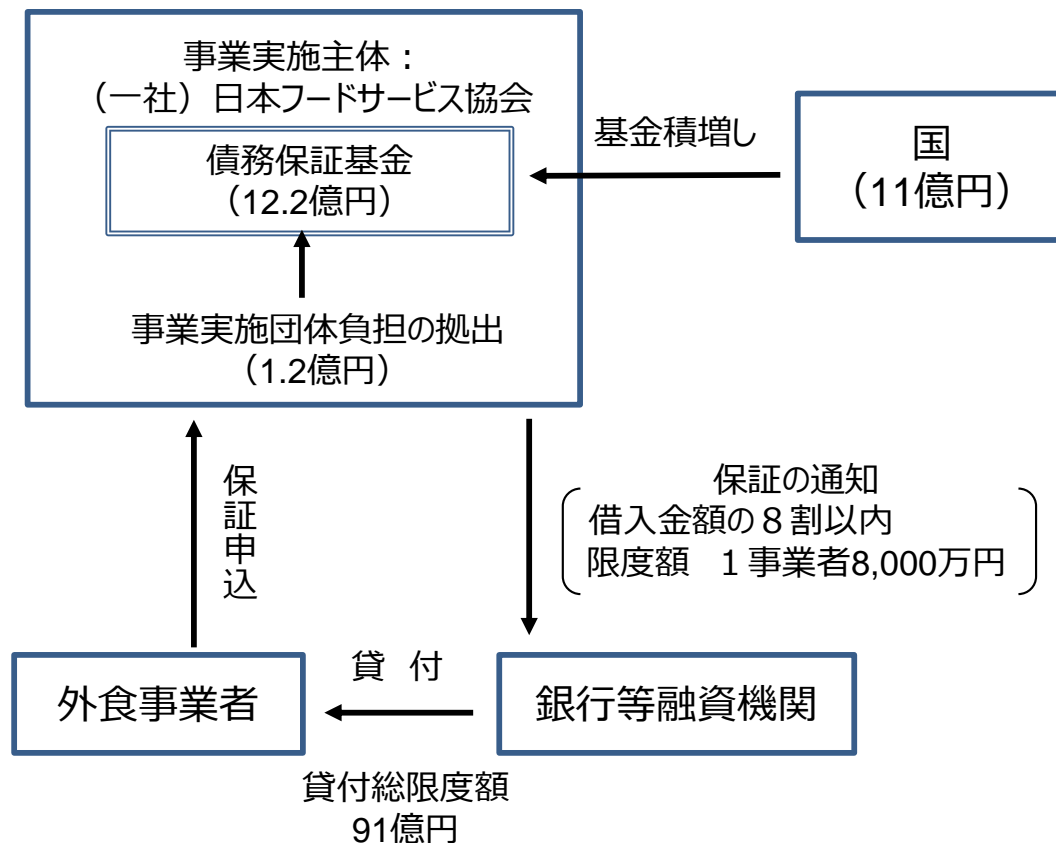
食品産業の出荷額・売上高の伸び率の維持・向上（年1.0% [令和3年度まで]）

## <事業の内容>

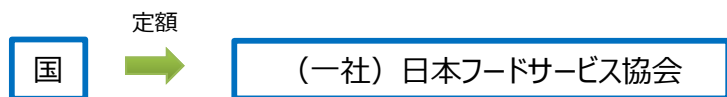
## <事業イメージ>

### 外食事業者団体の債務保証基金に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境に置かれ、信用力が低下している外食事業者のうち、セーフティネット保証を受けられない中堅事業者の資金調達が円滑に行われるよう、債務保証により信用力を強化するとともに、債務保証先の返済が不能となった場合に代位弁済により対応します。



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 食料産業局食品製造課外食産業室 (03-6744-7177)

# 外食産業の事業継続緊急支援

本事業（「中堅外食事業者資金融通円滑化事業」）の該当箇所は赤枠部分

【令和3年度補正予算額 60,065百万円】

**<対策のポイント>**  
 現在各都道府県で実施されているGo To Eat事業について、より安全・安心を確保した新たな仕組みの下、また、感染状況等を踏まえつつ、**2022年のゴールデンウィーク頃までを基本として実施期限を延長します。**また、**厳しい経営環境に置かれている外食事業者の資金調達が円滑に行われるよう、債務保証により信用力を強化する取組を支援します。**

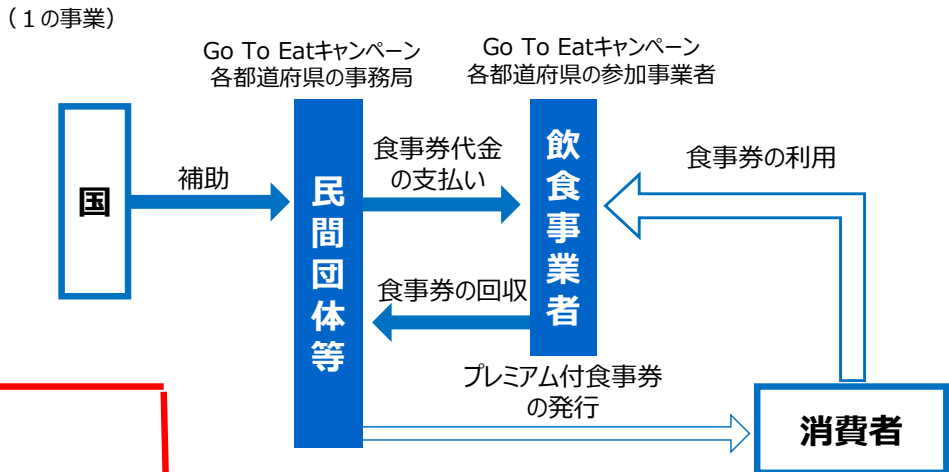
**<事業目標>**  
 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた飲食業の需要喚起と経営改善

## <事業の内容>

### 1. 需要喚起事業の延長等

令和3年12月迄としていた「Go To Eatキャンペーン」の事業期限を延長します。その際、より安全・安心を確保する観点から、飲食店の第三者認証制度やワクチン接種証明等を活用していきます\*。  
 （※具体的な内容は、事業実施状況等に応じて、都道府県と相談していきます。）  
 あわせて、飲食店の感染防止策の強化とテイクアウト・デリバリー等の取組を支援します。

## <事業イメージ>



### 2. 外食事業者団体の債務保証基金に対する支援

セーフティネット保証を受けられない中堅・大手事業者の経営安定に必要な運転資金の調達が円滑に行われるよう、債務保証基金を積み増します。

#### <事業の流れ>

